

令和7年度

城里町一般廃棄物処理実施計画

令和7年5月

城 里 町

## 目次

I	計画区域及び期間	P1
II	ごみ処理実施計画	P1
1	一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み	
2	処理主体	
3	排出抑制、資源化等の方策	
(1)	教育・啓発活動の充実	(2) 多量排出事業者に対する減量化指導の徹底
(3)	飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制	
(4)	食用廃油の資源化促進	(5) 小型家電の回収
(6)	地域住民の再資源化・発生抑制	(7) 不法投棄の防止対策
(8)	野外焼却の防止対策	(9) 収集・運搬計画
(10)	中間処理施設	(11) 最終処分処理
4	収集する一般廃棄物の種類及び収集運搬量見込み	
5	収集及び運搬計画	
6	処理施設	
(1)	中間処理施設	(2) 最終処分施設
7	排出禁止廃棄物及び処理不適物	
(1)	町が収集運搬しない(処理できない)ごみ	
III	生活排水処理実施計画	P8
1	公共下水道及び農業集落排水	
(1)	公共下水道事業	(2) 農業集落排水事業
2	し尿及び浄化槽汚泥	
(1)	発生量及び処理量(見込み)	(2) 処理形態
(3)	収集量及び収集回数	(4) 許可業者名及び収集車両
(5)	中間処理施設	(6) 最終処分施設
3	排出抑制、資源化等の方策	
(1)	適正な生活排水処理の推進	(2) 広報啓発活動
(3)	し尿及び汚泥処理計画	(4) 衛生センター整備方針
IV	一般廃棄物処理業等の許可制度	P11
(1)	許可方針	(2) 許可申請
(3)	許可基準	(4) 許可期間
(5)	許可業者数	
	別紙「一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業事業者一覧」	P13

## I 計画区域及び期間

本計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、城里町一般廃棄物処理基本計画に定める、本町の区域内で発生する一般廃棄物の適正処理を確保し、併せて同基本計画の推進及び実施のために必要な廃棄物の減量、資源化及び適正処理等に関して必要な事項を策定したものである。

計 画 区 域	城里町全域
計 画 期 間	令和7年4月から令和8年3月まで

## II ごみ処理実施計画

### 1 一般廃棄物の発生量及び処理量の見込み

種 類	発生計画量	処理計画量
可燃ごみ	5,387 t	5,387 t
資源ごみ	151 t	151 t
資源ごみ (集団回収)	171 t	171 t
粗大ごみ	293 t	293 t
そ の 他	— t	— t
合 計	6,002 t	6,002 t

※計画量における各項目は、環境センターへの搬入量実績により算出。

### 2 処理主体

区分	処理主体	
収集運搬	家庭系ごみ	城里町 (委託業者)、一般廃棄物処理業許可業者、町民
	事業系ごみ	事業者、一般廃棄物処理業許可業者 (※町では収集しない)
	資源物	城里町 (委託業者)、一般廃棄物処理業許可業者、町民
	粗大ごみ	城里町 (委託業者)、一般廃棄物処理業許可業者、町民
中間処理	城里町環境センター	
最終処分	エコフロンティアかさま、民間施設 (委託業者)	

※町外からの受入について

町外の市区町村から、発生した廃棄物の処分について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第4条第9号イの規定による通知を受け、協議した結果、町長が承認した場合は、受入するものとする。

### 3 排出抑制、資源化等の方策

#### (1) 教育・啓発活動の充実

##### ① 学校における環境学習

環境を守り、資源を大切にすることを育み、効果的な行動を促すために小・中学校での環境学習を推進します。

##### ② 情報提供

住民・事業者に率先して、発生抑制・資源化の行動を促すため、循環型社会形成の取り組みに関する情報等を広報紙、ホームページなどによって提供します。

##### ③ 事業者の発生抑制・資源化

町は、事業者が自らの責任を自覚し、過剰包装・流通包装廃棄物の抑制、店頭回収の実施、並びに再生品の利用・販売等に積極的に取り組むよう指導を徹底します。事業所を戸別に訪問し、啓発用パンフレットの配布、指導、協力の要請等を行い、ごみの発生抑制を促進します。

#### (2) 多量排出事業者に対する減量化指導の徹底

多量排出事業者に対して、減量化・資源化等計画の策定及び提出を求め、計画の履行を促し、実施状況を監視するとともに、必要な助言・指導を行っていきます。

#### (3) 飲食物容器、包装廃棄物等の排出抑制

民間事業者による店頭回収等の普及促進を図り、住民と事業者による資源化システムの構築を推進します。

#### (4) 食用廃油の資源化促進

食用廃油を回収し、バイオディーゼル燃料（BDF）として、有効利用を図ります。

#### (5) 小型家電の回収

レアメタルの資源化を推進するため、認定事業者や関係機関と情報交換を行い、拠点回収・ステーション回収を行います。

回収ボックス設置施設（拠点回収場所）			
城里町役場	桂町民センター	七会町民センター	環境センター

#### (6) 地域住民の再資源化・発生抑制

##### ① 生ごみ処理機等購入に対する補助

家庭等から出される生ごみの減量・資源化を促進するため、生ごみ処理機等（電動式生ごみ処理機、コンポスト容器、密閉型発酵容器）の購入費の一部を補助します。

##### ② リサイクルボックス設置

ごみの削減、再資源化の推進を目的にリサイクルボックスを設置しています。

設置場所	城里町役場駐車場入口
	Aコープ常北店入口
	Aコープかつら店入口
	物産センター山桜駐車場脇
	コインランドリーサンブルー城里那珂西店駐車場

(7) 不法投棄の防止対策

不法投棄防止対策については、警察等関係機関と連携して、監視体制を一層充実させるとともに、住民や事業者へ不法投棄等の未然防止に向けた啓発を行うなど、不法投棄等の防止対策を推進します。

また、不法投棄多発地点においては、警告看板や監視カメラを設置するなど、未然防止に努めます。

(8) 野外焼却の防止対策

ごみの野外焼却は、有害物質の発生や生活環境に影響を及ぼす恐れがあることから原則禁止されています。廃棄物の適正処理のため、警察等関係機関と連携を図り、町民への周知に努めます。

(9) 収集・運搬計画

- ① ごみを迅速かつ衛生的に処理するため、地域的な偏りの無い、効率的で適切な収集体制を構築し、住民サービスの向上を図ります。
- ② 家庭系ごみ及び公共施設等の収集・運搬は、ステーション（ゴミ集積所）収集方式を継続して行うものとします。なお、ごみの分別区分及び収集回数は、原則的に現行制度を維持するものとします。
- ③ 家庭ごみは、排出者が環境センターへ直接搬入できるものとします。なお、処理料金については、城里町使用料及び手数料条例に基づき、利用者へ請求いたします。
- ④ 事業所から排出されるごみの収集・運搬は、許可業者又は事業者により環境センターへ直接搬入するものとします。なお、処理料金については、城里町使用料及び手数料条例に基づき、利用者へ請求いたします。
- ⑤ 本町では、感染性廃棄物などの特別管理廃棄物を処理できないことから、事業者の責任において、収集専門業者・中間処理専門業者・最終処分専門業者に委託し、適正処理するものとします。

(10) 中間処理施設

資源化が可能な金属類の選別や破碎選別施設、資源化施設の適正な運転管理により資源化、減容化に努め、埋立処分量の削減を図ります。焼却施設の適正な運転管理により、大気汚染物質の排出抑制を継続して行います。

(11) 最終処分処理

現在、本町には、一般廃棄物の最終処分場がないため、焼却残渣及び不燃残渣等を民間等の最終処分場へ委託処分しています。埋立対象ごみの性状等が、最終処分場の受入基準に適合していることを確認し、民間委託を継続していきます。今後も委託した残渣が適正に処分されているか引き続きモニタリングを行っていきます。

#### 4 収集する一般廃棄物の種類及び収集運搬量見込み

種 類	分別区分	収集運搬量
可燃ごみ	可燃ごみ	5, 3 8 7 t
資源物	缶類	3 2 2 t
	透明ビン	
	茶ビン	
	雑ビン	
	ペットボトル	
	ダンボール	
	新聞紙	
	雑誌	
粗大ごみ	粗大ごみ	2 9 3 t
有害ごみ	電池	— t
	蛍光管	
	電球	
	水銀体温計	
合 計		6, 0 0 2 t

## 5 収集及び運搬計画

町の委託した業者が町の指定した収集場所から家庭系一般廃棄物の収集及び運搬を行う。

ごみの分別区分と排出方法

分別区分	具体的な品目	収集回数	収集方法
燃やせるごみ	台所のごみ、紙くず・紙パック類、布・衣類、プラスチック類、木くず（直径5cm以内）、枯れ草、革製品	週2回	ステーション方式
資源ごみ	缶類	月1回 通年	ステーション方式 リサイクルボックス方式
	ビン類	月1回 通年	ステーション方式 リサイクルボックス方式
	ペットボトル	月1回 通年	拠点回収方式 リサイクルボックス方式
	紙類	年4回 通年	拠点回収方式 リサイクルボックス方式
	粗大ごみ・不燃ごみ	月1回	ステーション方式
	小型家電	月1回 通年	拠点回収方式※1 ステーション方式
有害ごみ	乾電池、体温計、蛍光管、電球	月1回	ステーション方式

※1 小型家電の拠点回収品目は、携帯電話・PHS・スマートフォン、タブレット、コンパクトデジタルカメラ、携帯型ゲーム機とする。

## 6 処理施設

### (1) 中間処理施設

名 称：城里町環境センターの概要

項 目		内 容
所在地		茨城県東茨城郡城里町大字下古内1680番地
敷地面積		約8,560㎡
焼却施設	竣工	令和3年3月25日
	処理方式	ストーカ方式
	処理能力	20t/12h (20t/12h×1炉)
	排ガス処理設備	乾式有害ガス除去装置 (高反応消石灰+活性炭) +ろ過式集塵方式
リサイクルセンター 処理施設	竣工	令和3年3月25日
	資源化設備	ヤード受入・ホッパー投入方式 破袋機、除袋機、磁選機、アルミ選別機
	処理能力	1.9t/日

### (2) 最終処分施設

名 称：エコフロンティアかさま (一般財団法人 茨城県環境保全事業団)

処分場所在地：笠間市福田路ヶ入148番地1外

埋 立 面 積： 97,700㎡

埋 立 容 量：2,400,000㎡<sup>3</sup>

名 称：新和企業有限会社

処分場所在地：北茨城市磯原町大塚字松ノ木田1399番地外

埋 立 面 積： 190,200㎡

埋 立 容 量：3,804,000㎡<sup>3</sup>

## 7 排出禁止廃棄物及び処理不適物

### (1) 町が収集運搬しない（処理できない）ごみ

種 類		処理方法
一時的に発生する多量のごみ（引っ越しごみ等）		<ul style="list-style-type: none"> <li>・環境センターに自己搬入</li> <li>・許可業者に依頼</li> </ul>
家庭系パソコン	PCリサイクルマークのついて いるもの ※ノートパソコン、パソコン （本体のみ）は、環境センター で処分	<ul style="list-style-type: none"> <li>・メーカーの受付窓口・販売店など</li> </ul>
処理できないもの <ul style="list-style-type: none"> <li>・有害物質を含む物</li> <li>・危険性のある物</li> <li>・引火性のある物</li> <li>・著しく悪臭を発する物</li> <li>・容積又は重量が著しく大きい物</li> <li>・処理に支障を及ぼすおそれのある物</li> </ul>	ガスボンベ・毒物・農薬・廃油・薬剤・建築廃材・灰・ピアノ（デンシピアノは処理可能）・農機具・農業用ビニール・土砂・浴槽・塗料缶（中身があるもの）など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売店又は専門の処理業者に依頼</li> <li>・許可業者に依頼</li> </ul>
特定家庭用機器 （家電リサイクル4品目）	エアコン・テレビ・冷蔵庫・冷凍庫（ポータブル含む）・洗濯機（衣類乾燥機含む）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小売業者へ依頼</li> <li>・協定業者へ依頼</li> <li>・指定引取場所への持込み</li> </ul>
自動車リサイクル法や二輪車リサイクルシステムの物	自動車・自動二輪車・タイヤ・ホイール・自動車部品など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・販売店又は専門の処理業者に依頼</li> </ul>
特別管理一般廃棄物	感染性病原体を含むおそれのある廃棄物（感染性を有しない廃棄物を除く。）	<ul style="list-style-type: none"> <li>・特別管理産業廃棄物処理業許可業者に依頼</li> </ul>
在宅医療廃棄物の一部	鋭利なもの（針類）・注射筒など	<ul style="list-style-type: none"> <li>・医療機関へ返却</li> </ul>

### Ⅲ 生活排水処理実施計画

#### 1 公共下水道及び農業集落排水

##### (1) 公共下水道事業

公共下水道事業の整備においては、那珂久慈流域関連公共下水道事業及び特定環境保全公共下水道事業を推進しています。

公共下水道事業の概要（令和6年3月31日現在）

事業計画 \ 項目	計画処理面積	計画処理人口	処理人口	水洗化人口	水洗化率
那珂久慈流域関連公共下水道事業（常北処理区）	719.9 ha	10,390人	7,706人	6,254人	81.2%
特定環境保全公共下水道事業（桂処理区）	303.0 ha	4,280人	3,627人	2,771人	76.4%
合計	1,022.9 ha	14,670人	11,333人	9,025人	79.6%

##### (2) 農業集落排水事業

本町では、以下の地区において、農業集落排水施設による汚水処理を実施しています。  
なお、農業集落排水事業はすべての整備計画が完了しています。

農業集落排水事業の概要（令和6年3月31日現在）

事業計画 \ 項目	計画処理面積	計画処理人口	処理人口	水洗化人口	水洗化率
上入野地区農業集落排水処理施設	56.0 ha	1,220人	692人	689人	99.6%
常北青山地区農業集落排水処理施設	157.0 ha	2,330人	1,168人	1,125人	96.3%
北方高久地区農業集落排水処理施設	143.0 ha	1,380人	740人	685人	92.6%
孫根地区農業集落排水処理施設	24.0 ha	620人	325人	258人	79.4%
古内地区農業集落排水処理施設	52.0 ha	930人	599人	538人	89.8%
合計	432.0 ha	6,480人	3,524人	3,295人	93.5%

## 2 し尿及び浄化槽汚泥

### (1) 発生量及び処理量 (見込み)

種 類	発生計画量	処理計画量
汲み取りし尿量	401,610 kℓ	401,610 kℓ
単独処理浄化槽汚泥量	2,995,230 kℓ	2,995,230 kℓ
合併処理浄化槽汚泥量		
合 計	3,396,840 kℓ	3,396,840 kℓ

※計画量における各項目は、城里町衛生センターへの搬入量実績により算出。

### (2) 処理形態

公共下水道事業・農業集落排水事業の整備促進に伴う、し尿及び浄化槽汚泥の発生量減少を勧奨し、既許可業者において適切に処理する。

種類・区分	収集運搬	中間処理
し尿	許可	城里町衛生センター
浄化槽汚泥	許可	

### (3) 収集量及び収集回数

(単位：kℓ)

種類	許可	中間処理
し尿	401,610 kℓ	随時
浄化槽汚泥	2,995,230 kℓ	随時
合 計	3,396,840 kℓ	—

### (4) 許可業者名及び収集車両

許可業者名	許可車両数
(有)桂クリーンセンター	2,700kg積載車 2台・3,550kg積載車 1台
(有)城北企業	2,700kg積載車 2台
合 計	5台

### (5) 中間処理施設

名 称：城里町衛生センターの概要

所在地	茨城県東茨城郡城里町大字小勝2571番地
処理能力	13kℓ/日 (し尿：1.3kℓ/日、浄化槽汚泥11.7kℓ/日)
竣工年度	令和3年3月 (当初：平成7年11月)
処理方式	水処理方式：浄化槽汚泥対応型脱窒素処理 資源化方式：助燃剤化

### (6) 最終処分施設

名 称：新和企業有限会社

処分場所在地：北茨城市磯原町大塚字松ノ木田13991番地外

埋 立 面 積： 190,200 m<sup>2</sup>

埋 立 容 量：3,804,000 m<sup>3</sup>

### 3 排出抑制、資源化等の方策

#### (1) 適正な生活排水処理の推進

生活排水処理では、基本計画に示した目標に向けて公共下水道事業の整備、農業集落排水事業の維持管理に努めるとともに、合併処理浄化槽の設置等を進めていきます。

また、「茨城県生活排水ベストプラン」に示す目標値との整合性をとりながら、適正な生活排水処理の普及に努めていきます。

##### ① 公共下水道事業の計画的推進

那珂久慈流域関連公共下水道事業、特定環境保全公共下水道事業の計画的な推進に努めるとともに、供用開始地区においては、接続促進に努め、水洗化率の向上を図ります。

##### ② 農業集落排水事業の効率的な維持管理

農業集落排水施設の効率的な維持管理に努めるとともに、処理区域においては接続促進に努め、水洗化率の向上を図ります。

##### ③ 合併処理浄化槽の設置促進

公共下水道事業及び農業集落排水事業の計画区域外における合併処理浄化槽の普及促進に努めるとともに、合併処理浄化槽の適正管理を指導していきます。

##### ④ 生活排水処理対策に関する住民意識の啓発

下水道等の必要性や生活排水対策の重要性について、積極的な啓発活動を行い、環境保全、環境衛生意識の高揚を図ります。

#### (2) 広報啓発活動

広報・啓発用のチラシ、本町ホームページなどによって、生活排水処理の重要性や集合処理施設の利用促進について、継続的かつ効果的に情報を発信していきます。

#### (3) し尿及び汚泥処理計画

##### ① 収集・運搬計画

収集・運搬の範囲は、本町の全域とします。

し尿・浄化槽汚泥は、許可業者によって収集・運搬を行う現行体制を維持します。なお、許可業者に対しては、生活環境に配慮し、業務を衛生的、効果的に行うよう指導を徹底します。

##### ② 中間処理計画

し尿・浄化槽汚泥の処理を下水処理施設で行うまでの間、下水道未整備地区から発生したし尿・浄化槽汚泥は、これまでどおり、既存のし尿処理施設（城里町衛生センター）に搬入して処理します。

##### ③ 最終処分計画

衛生センターは、し尿及び浄化槽汚泥を安全かつ衛生的に処理し、汚泥の資源化設備により廃棄物を資源として有効利用（環境センター焼却施設で助燃剤としてごみと一緒に処理）をしており、汚泥の焼却はおこなっていないため、最終処分場への焼却残渣・汚泥等の搬出を行っていません。

#### (4) 衛生センター整備方針

衛生センターは、令和3年3月で、延命化工事が終了しており、し尿及び浄化槽汚泥を安全かつ衛生的に処理し、汚泥の資源化などにより廃棄物を資源として有効利用することを目的に「汚泥再生処理センター」として稼働しています。

#### IV 一般廃棄物処理業等の許可制度

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条及び浄化槽法第35条の規定により、一般廃棄物の収集運搬又は処分並びに浄化槽清掃を業として行う場合には、市町村長の許可が必要となるため、本町では、次に示す(1)から(3)の諸条件を満たしている場合に限り、許可するものとする。

##### (1) 許可方針

###### ① 一般廃棄物【ごみ】処理業の許可方針

###### ア) 収集運搬業

現行の処理体制において、ごみ搬出量等を勘案すると既存の収集運搬業の許可業者で適正に処理できることから、原則として新規の許可は行わないものとする。ただし、次のいずれかの要件を満たす場合は、その限りではない。

- ・既存の許可業者が収集運搬できない場合は、その限りではない。
- ・他自治体の一般廃棄物を本町の一般廃棄物処理施設まで運搬し、処分することが必要と認める場合。

###### イ) 処分業

現行の処理体制において、ごみの排出量等を勘案すると現行体制で適正に処理できることから、原則として新規の許可は行わないものとする。ただし、次の要件を満たす場合は、その限りではない。

- ・ごみの減量化又は資源化を目的として処分業を営む場合で、適正に処理することが確実である場合。

次の場合には、一般廃棄物の収集運搬業又は処分業の許可は不要とする。

- ・事業活動に伴って、発生する一般廃棄物の収集運搬及び処分を自ら行う場合

###### ② 一般廃棄物【し尿及び浄化槽汚泥】処理業の許可方針

###### ア) 収集運搬業

現行の処理体制において、し尿及び浄化槽汚泥の排出量等を勘案すると既存の収集運搬業の許可業者で適正に処理できることから、原則として既存の許可業者による収集・運搬とする。

###### イ) 処分業

城里町衛生センターによる処分を基本とすることから、新規の許可は行わない。

###### ③ 浄化槽清掃業の許可方針

現行の処理体制において、し尿及び浄化槽汚泥の排出量等を勘案すると既存の浄化槽清掃業の許可業者で適正に処理できることから、原則として既存の許可業者による浄化槽清掃とする。

##### (2) 許可申請

当該事業を行おうとする者は、城里町廃棄物の処理及び清掃に関する規則第5条に基づき、次の書類を提出し、許可を受けなければならない。

- ①許可申請書(様式第1号)
- ②事業計画書
- ③住民票の写し(法人にあつては、定款及び登記事項証明書)
- ④履歴書(法人にあつては、役員の名簿及び履歴書)

- ⑤印鑑登録証明書(法人にあつては、代表者印の印鑑証明書)
- ⑥納税証明書 ⑦誓約書(様式第2号) ⑧従業員名簿(様式第3号)
- ⑨事業所、車庫等施設の概要図及び付近の見取図
- ⑩自動車検査証の写し並びに車両の前後面及び横面の写真
- ⑪環境省関係浄化槽法施行規則(昭和59年厚生省令第17号)第10条第2項に掲げる書類及び同規則第11条第4号に掲げる事項を証する書類(浄化槽清掃業の許可申請の場合に限る。)
- ⑫その他町長が必要と認める書類又は図面

(3) 許可基準

一般廃棄物処理業又は浄化槽清掃業を許可する場合の基準は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条及浄化槽法第36条に定めるもののほか、次のとおりとする。

- ①申請を行った者が、自ら業務を実施する者であること。
- ②申請者が廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第3条各号に規定する基準を満たすに必要な人員、車両、設備、器材及び財政的基礎を有し、かつ、業務を適確に遂行できる能力を有するものであること。
- ③収集又は運搬を行う場合には、一般廃棄物の収集又は運搬の用に供する自動車である旨その自動車の外側両面に見やすいように表示しなければならない。
- ④し尿及び浄化槽汚泥の収集又は運搬の用に供する自動車は、後部をアルミ化装すること。
- ⑤町税又は一般廃棄物処理手数料に滞納がないこと。

なお、許可を受けた者は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、城里町廃棄物の処理及び清掃に関する条例及び同規則、その他関係法令を遵守するとともに、城里町長の指示に従い、一般廃棄物を適正に処理すること。

さらに、許可を受けた者は、自ら業を行う必要があり、一般廃棄物の収集運搬並びに浄化槽清掃を他人に委託することを禁止する。

(4) 許可期間

許可期間は、2年とし、毎年4月1日から翌々年3月31日までとする。年度の途中で許可した者については、規定にかかわらず、許可証に記載された期間とする。

(5) 許可業者数

区分	業者数
収集運搬業(ごみ)	13 業者
収集運搬業及び浄化槽清掃業(し尿及び浄化槽汚泥)	2 業者
処分業(中間処理含む)	0 業者

※詳細については、別紙「一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業事業者一覧」のとおり

別紙

一般廃棄物処理業・浄化槽清掃業事業者一覧

1 収集運搬業（ごみ）

令和6年4月1日現在

事業者名	事務所	電話番号
1 アミックスサービス（株）	城里町下古内1703-5	029-288-7676
2 安藤商事	城里町石塚931-6	029-288-6712
3 （有）園部商事	城里町上入野2067	029-288-4711
4 南條商事	城里町錫高野761-6	029-289-3588
5 水戸市再資源化事業協同組合 城里営業所	水戸市東前3-234 東水戸ビル2F B室	029-269-4165
6 北関東通商（株）	水戸市大串町566-3	029-269-2033
7 （株）さしろ	笠間市大淵859	0296-72-4503
8 （株）結南クリーンセンター	結城市結城7188	0296-33-0636
9 （株）茨城県クニック・クリーン協会	水戸市鯉淵町1-5	029-259-7200
10 勝田環境（株）	ひたちなか市津田2554-2	029-272-2141
11 アミックス（株）	ひたちなか市津田東2-6-12	029-274-1762
12 （有）茨城環境開発	笠間市福田3005-1	0296-72-8181
13 エコプロ	水戸市上水戸2-8-50	029-255-3334

2 収集運搬・浄化槽清掃業（し尿及び浄化槽汚泥）

事業者名	事務所	電話番号
1 （有）桂クリーンセンター	城里町阿波山1124-1	029-289-2177
2 （有）城北企業	水戸市袴塚1-7-21	029-231-5762

公共施設等の収集・運搬一覧

番号	施設名	住所
1	コミュニティセンター城里	城里町大字石塚1428番地の1
2	常北公民館	城里町大字下青山1番地の1
3	桂町民センター	城里町大字阿波山167番地
4	岩船地区分館	城里町大字孫根355番地の1
5	石塚小学校	城里町大字石塚2497番地
6	常北小学校	城里町大字上青山410番地
7	沢山小学校	城里町大字下阿野沢156番地
8	桂小学校	城里町大字孫根291番地
9	七会小学校	城里町大字塩子2682番地
10	常北中学校	城里町大字下青山10番地
11	桂中学校	城里町大字阿波山799番地
12	常北学校給食センター	城里町大字石塚667番地の1
13	ななかいこども園	城里町大字小勝748番地
14	七会保健福祉センター	城里町大字小勝1400番地
15	国民健康保険沢山診療所	城里町大字阿波山165番地
16	国民健康保険七会診療所	城里町大字小勝1400番地
17	役場本庁舎	城里町大字石塚1428番地の25
18	桂図書館・郷土資料館	城里町大字阿波山173番地の2
19	七会町民センター	城里町大字小勝2268番地の3
20	水戸市消防局北消防署城里出張所	城里町大字石塚955番地の5
21	衛生センター	城里町大字小勝2571番地
22	環境センター	城里町大字下古内1680番地